

新設分割に係る事前備置書類

2023年12月14日

株式会社マネジメントソリューションズ

2023年12月14日

新設分割株式会社の事前開示事項

東京都港区赤坂九丁目7番1号
株式会社マネジメントソリューションズ
代表取締役社長 高橋 信也

株式会社マネジメントソリューションズ（以下「当社」といいます。）は、2023年12月14日開催の取締役会において、同日付の新設分割計画書に基づき、2024年1月5日（以下「本効力発生日」といいます。）をもって、当社のDigital事業（以下「本件事業」といいます。）に関する権利義務を、新設分割（以下「本新設分割」といいます。）により設立する株式会社MSOL Digital（以下「新設会社」といいます。）に承継させることを決議いたしました。本会社分割に関する会社法第803条第1項および会社法施行規則第205条に定める事前開示事項は、次のとおりです。

1. 新設分割計画の内容（会社法第803条第1項）

別紙のとおりです。

2. 会社法第763条第1項第6号から第9号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第205条第1号イ）

(1) 交付する株式数に関する事項（会社法第763条第1項第6号）

新設会社は、本新設分割に際して普通株式10,000株を発行し、その全株式を当社に割当交付いたします。当社に交付される新設会社の株式の数につきましては、本新設分割が単独新設分割であることから、当社が任意に定めることができるため、新設会社の効率的な管理等を考慮して、上記の株式数が相当であると判断しております。

(2) 資本金および準備金の額に関する事項（会社法第763条第1項第6号）

当社は、新設会社の資本金及び準備金の額を、新設会社が承継する資産等及び負債の額、今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、新設分割計画書第6条記載のとおりとすることにいたしました。当社は、当該資本金及び資本準備金の額は相当であると判断しております。

3. 会社法第763条第1項第12号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（会社法施行規則第205条第2号）

(1) 会社法第763条第1項第12号イに掲げる行為をする場合において、会社法第171条第1項の決議が行われているときは、同項各号に掲げる事項（会社法施行規則第205条第2号イ）

該当事項はありません。

(2) 会社法第763条第1項第12号ロに掲げる行為をする場合において、会社法第454条第1項の決議が行われているときは、同項第1号及び第2号に掲げる事項（会社法施行規則第205条第2号ロ）

該当事項はありません。

4. 会社法第763条第1項第10号及び第11号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第205条第3号）

該当事項はありません。

5. 他の新設分割会社に関する事項（会社法施行規則第205条第4号及び第5号）

該当事項はありません。

6. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

7. 本効力発生日以後における当社の債務及び当社が本会社分割により新設会社に承継させた新設会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第205条第7号）

(1) 当社の債務の履行の見込みについて

本新設分割の効力発生日以後における当社の資産の額は負債の額を大幅に上回ることが見込まれております。また、本新設分割の効力発生日以後において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておられません。

さらに、本新設分割後の当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。

以上より、本新設分割後における当社の債務について履行の見込みがあると判断しております。

(2) 新設会社の債務の履行の見込みについて

本新設分割の効力発生日以後における新設会社に承継する予定の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。また本新設分割の効力発生日以後において、新設会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておられません。

さらに、本新設分割後の新設会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、新設会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。

以上より、当社が本新設分割により承継させる本新設分割後の新設会社の債務について、履行の見込みがあると判断しております。なお、当社から新設会社に対する債務の承継は、重疊的債務引受の方法によるものといたします。

なお、本新設分割が効力を生ずる日までの間に、上記事項に変動が生じるときは、変更後の当該事項を記載した書面を備え置きいたします。

以 上

別紙(新設分割計画書)

新設分割計画書

株式会社マネジメントソリューションズ（以下「当社」という。）は、新たに設立する株式会社MSOL Digital（以下「新設会社」という。）に対し、当社の営むDigital事業（以下「本件事業」という。）に関する権利義務を承継させる新設分割を行うことにつき、以下のとおり新設分割計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（新設分割）

当社は、本計画の定めに従い、本件事業に関して当社が有する第4条に定める資産、債務、契約その他の権利義務を新設会社に承継させる新設分割を行う（以下「本件新設分割」という。）。

第2条（新設会社の定款記載事項）

1. 新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数並びにその他新設会社の定款で定める事項は、別紙1「定款」に記載のとおりとする。
2. 新設会社の設立時本店所在場所は、東京都港区赤坂九丁目7番1号とする。

第3条（新設会社の設立時取締役、設立時代表取締役及び設立時監査役の氏名）

新設会社の設立時取締役及び設立時監査役は、以下のとおりとする。

(1) 設立時取締役

阪本幸誠

高橋信也

玉井邦昌

(2) 設立時代表取締役

阪本幸誠

(3) 設立時監査役

渡邊徹

第4条（承継する資産、債務、契約その他の権利義務）

1. 当社は、2023年11月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに第7条に定める効力発生日の前日までの増減を加除した、本件対象事業に関する資産、債務、契約その他の権利義務（その詳細は別紙2「承継権利義務明細表」に定める）を、効力発生日において新設会社に移転し、新設会社はこれを承継する。
2. 当社から新設会社に対する債務の承継は、重畳的債務引受の方法による。

第5条（本件新設分割に際して交付する新設会社の株式の数）

新設会社は、本件新設分割に際して、普通株式10,000株を発行し、そのすべてを前条に

定める権利義務の対価として当社に割り当て交付する。

第6条（新設会社の資本金及び準備金に関する事項）

新設会社の設立の際における資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 資本金の額 | 金10,000,000円 |
| (2) 資本準備金の額 | 会社計算規則第49条第1項に定める株主資本等変動額から
上記(1)の額を控除した額で会社が定める額 |
| (3) 利益準備金の額 | 金0円 |

第7条（新設会社の成立の日）

新設会社の設立の登記をすべき日（以下「効力発生日」という。）は2024年1月5日とする。但し、当社は、本件新設分割における手続進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、効力発生日を変更することができる。

第8条（株主総会の承認）

当社は、会社法第805条の規定に基づき、会社法第804条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本件新設分割を行う。

第9条（競業禁止義務）

当社は、新設会社が承継する本件事業について競業禁止義務を負わず、効力発生日以降においても、本件事業と競業する事業を行うことができるものとする。

第10条（本計画の変更及び中止）

当社は、本計画作成日から効力発生日に至るまで、天災地変その他の事由により、当社の財務状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合、またはその他本件新設分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、本計画を変更し、又は本件新設分割を中止することができるものとする。

第11条（本計画に定めのない事項）

本計画に定める事項の他、本件新設分割に関し必要な事項は、本計画の趣旨に従って、当社がこれを決定する。

以上

2023年12月14日

東京都港区赤坂九丁目7番1号
株式会社マネジメントソリューションズ
代表取締役社長 高橋 信也

別紙1（新設会社の定款）

株式会社 MSOL Digital 定款

株式会社 MSOL Digital 定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社 MSOL Digital と称し、英文では、MSOL Digital Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータシステム及びコンピュータシステム活用に関するマネジメントコンサルティング業務
2. コンピュータシステム及び業務改善プロジェクトの企画、実施
3. 企業の合併・提携・営業権の譲渡に関する指導及びコンサルティング業務
4. 情報通信サービス、情報通信システム、コンピュータシステム、ソフトウェア、ハードウェア及びデータベースの企画、設計、開発、製造、販売、賃貸借、構築管理、導入、利用、保守及び運用、輸出入に関する業務並びに情報通信サービス、情報通信システム、コンピュータシステムに係るサービスの提供
5. Digital・IT 技術を活用した新規ビジネスの企画、開発、実施
6. 出版物の企画、編集、制作及び販売
7. 人材派遣業
8. 有料職業紹介業
9. 各種教育研修サービス
10. 企業及びベンチャービジネスへの投資
11. 上記に付帯する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、40,000株とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

第3章 株主総会

(招集)

第8条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第9条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集権者及び議長)

第10条 株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第11条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第12条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第13条 当社の取締役は、3名以上とする。

(選任方法)

第14条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第15条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第16条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第17条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第18条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第19条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の報酬等)

第 20 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役との責任限定契約）

第 21 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役

（員数）

第 22 条 当会社の監査役は 1 名以上とする。

（選任方法）

第 23 条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 当会社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（任期）

第 24 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

（監査役の報酬等）

第 25 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役との責任限定契約）

第 26 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該

契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第27条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第28条 当会社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。

2 当会社は、取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、中間配当をすることができる。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第29条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

別紙2（承継権利義務明細表）

承継権利義務明細表

本件新設分割において新設会社が当社から承継する承継対象権利義務の明細は、以下のとおりとする。

1. 承継対象資産

効力発生日の前日の終了時において当社が所有又は保有している資産のうち、専ら本件事業に関連する以下の資産

流動資産：本件事業に関連する現預金等

2. 承継対象債務

効力発生日の前日の終了時において存在する当社の負債及び債務のうち、専ら本件対象事業に関連する以下の負債及び債務。

該当なし

3. 雇用契約

本件事業に主として従事する従業員との間の雇用契約。ただし、一部従業員に関しては、当社に在籍させたまま新設会社に出向させる。当該出向に関する条件は、当社および新設会社間にて協議の上、決定する。

4. 契約（雇用契約を除く）

乙の成立の日において承継対象事業に関して甲が締結している一切の契約上の地位およびこれらの契約に基づき発生する権利義務のみを承継し、その他の契約に係る契約上の地位および当該契約に基づき発生する権利義務は承継しない。

5. 知的財産

本件事業に関する知的財産権

以上